

総情郵第53号

認 可 書

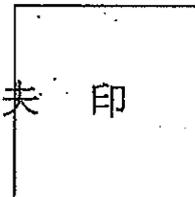
郵便事業株式会社

代表取締役会長 北村 憲雄

平成21年2月27日付け郵経企第568号で申請のあった平成21事業年度事業計画については、別紙1のとおり修正し、別紙2の内容を認可条件とし、認可する。

平成21年3月31日

総務大臣 鳩山 邦夫 印



(別紙1)

平成 21 事業年度事業計画に係る JP エクスプレス株式会社に係る宅配便事業  
統合計画（以下「統合計画」という。）に係る部分については、別記のとおり、  
「第三者割当増資引受及び統合に向けた準備活動」のみに修正する。

## 郵便事業株式会社 平成21事業年度事業計画対照表(修正部分)

郵便事業会社認可申請	総務省修正																		
<p>1. 業務運営の基本方針</p> <p>なお、日本通運株式会社との宅配便事業統合については、4月1日から段階的にJPエクスプレス株式会社(以下JP E X)に事業を承継することとし、4月1日にJP E Xの第三者割当増資引受を行います。また、本統合の完了は、平成21年10月1日を予定しています。</p>	<p>1. 業務運営の基本方針</p> <p>なお、日本通運株式会社との宅配便事業統合については、必要となる事業計画の策定をはじめとする検討及び準備を進めてまいります。なお、4月1日にJPエクスプレス株式会社の第三者割当増資引受を行います。【修正】</p>																		
<p>1. 業務運営の基本方針</p> <p>(3) お客様の視点に立ったサービスの提供</p> <p>ゆうパックは、9月末までは、引き続き、郵便事業株式会社においてサービスを提供しますが、日本通運との間の宅配便事業統合が完了する10月1日からはJP E Xにおいて、新ブランドでサービスを提供する予定です。</p>	<p>1. 業務運営の基本方針</p> <p>(3) お客様の視点に立ったサービスの提供</p> <p>【削除】</p>																		
<p>2. 郵便事業株式会社法第三条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画</p> <p>平成21事業年度における郵便事業株式会社が行う業務に関する計画は、以下のとおりです。</p> <p>(3) 郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務に関する計画</p> <p>① 国内物流事業</p> <p>なお、ゆうパック事業は、日本通運との間で宅配便事業統合が完了する平成21年10月1日からは、JP E Xにおいて、新ブランドでサービスを提供する予定ですが、その後も、郵便事業株式会社は、地方部において、JP E Xからの委託を受けて、JP E Xの宅配便の集配業務等を行います。</p> <p>そのほか、ゆうパック(10月以降は新ブランド)等の作成及び差出しに関する業務を、郵便事業株式会社の関係会社である株式会社JPロジサービス等が、また、郵便物等の規格を超える貨物の運送を、日本郵便輸送株式会社が行います。</p> <table border="1" data-bbox="168 1037 1093 1244"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画値(引受物数)</th> <th>対前年見込み比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゆうパック (10月以降は新ブランド)</td> <td>276百万通</td> <td>(+1.4%)</td> </tr> <tr> <td>ゆうメール</td> <td>3,061百万通</td> <td>(+16.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画値(引受物数)	対前年見込み比	ゆうパック (10月以降は新ブランド)	276百万通	(+1.4%)	ゆうメール	3,061百万通	(+16.7%)	<p>2. 郵便事業株式会社法第三条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画</p> <p>平成21事業年度における郵便事業株式会社が行う業務に関する計画は、以下のとおりです。</p> <p>(3) 郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務に関する計画</p> <p>① 国内物流事業</p> <p>【削除】</p> <p>そのほか、ゆうパック(10月以降は新ブランド)【削除】等の作成及び差出しに関する業務を、郵便事業株式会社の関係会社である株式会社JPロジサービス等が、また、郵便物等の規格を超える貨物の運送を、日本郵便輸送株式会社が行います。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1037 2011 1244"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画値(引受物数)</th> <th>対前年見込み比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゆうパック (10月以降は新ブランド)【削除】</td> <td>276百万通</td> <td>(+1.4%)</td> </tr> <tr> <td>ゆうメール</td> <td>3,061百万通</td> <td>(+16.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画値(引受物数)	対前年見込み比	ゆうパック (10月以降は新ブランド)【削除】	276百万通	(+1.4%)	ゆうメール	3,061百万通	(+16.7%)
項目	計画値(引受物数)	対前年見込み比																	
ゆうパック (10月以降は新ブランド)	276百万通	(+1.4%)																	
ゆうメール	3,061百万通	(+16.7%)																	
項目	計画値(引受物数)	対前年見込み比																	
ゆうパック (10月以降は新ブランド)【削除】	276百万通	(+1.4%)																	
ゆうメール	3,061百万通	(+16.7%)																	

(注) [ ] 部分はコメント

郵便事業株式会社の収入構造の多角化及び経営基盤の強化の目的は、ユニバーサルサービスである郵便業務の維持・支援を行うことにある。また、既存の業務に大きな変化をもたらす組織再編を行う場合には、利用者利便性への影響及び他の民間企業との競争条件の公正性の確保にも配慮することが必要である。

修正認可とした JP エクスプレス株式会社に係る宅配便事業統合計画(以下「統合計画」という。)については、以下の事項を認可条件とし、各認可条件の履行状況は、適宜、報告を行うこととする。

なお、統合計画が固まった段階で、平成 21 事業年度事業計画変更認可申請を行うこととする。

#### 1 郵便業務に与える影響

##### 【郵便業務の収支に与える影響】

(JP エクスプレス株式会社との間の受委託手数料の設定方法)

- 過疎地等における集配業務等、JP エクスプレス株式会社と郵便事業株式会社の間で授受する受委託手数料については、受託に伴う受託会社の発生コストに適正な利潤を加味した水準が回収されるよう、手数料算定方法及びコスト回収方法を決定すること。
- JP エクスプレス株式会社が郵便局株式会社に委託を行う場合の委託手数料は、郵便事業株式会社と郵便局株式会社との間で合意した宅配便事業統合前のゆうパック業務の手数料体系及び水準を勘案し、宅配便事業統合前と大きく変化しないよう、決定すること。

(統合計画の確定と郵便業務収支の影響分析)

- 統合計画における設備投資及び要員計画(受託に伴う必要労働力及び出向者が郵便事業株式会社に復帰した後の措置も含む。)等を確定し、郵便業務収支に与える影響を分析すること。

(ユニバーサルサービスコスト算定への協力)

- ユニバーサルサービスコストの把握は、新規業務への進出の適否に係る行政判断の重要なデータであるが、当該コスト算定に必要なデータ(経営データを含む。なお、データがない場合はサンプル調査により取得すること。)及び業務運行情報等を提出すること。

##### 【郵便業務の業務運行に与える影響】

(業務の確定と職員の訓練)

- 統合計画の実施において、郵便事業株式会社の支店レベルでの業務運行に混乱・支障がないよう、JP エクスプレス株式会社との受委託による業務手順・ルール等を早期に確定するとともに、職員の訓練期間を十分

に設ける等、必要な措置を講じること。

(信書の秘密の保持)

- 郵便事業株式会社の支店の一部をJPエクスプレス株式会社に賃貸借する場合には、信書の秘密が侵害されることのないよう措置すること。

## 2 利用者利便性に与える影響

- 利用者アクセス、料金水準及び役務提供エリア等の観点から、宅配便事業統合前の利用者利便性が総体的に確保されるよう措置すること。
- 宅配便事業統合完了後において、利用者の混乱が最小限となるよう、日本通運㈱から承継した取次店等において扱うことができない商品及びサービスがある場合には、郵便事業株式会社の支店と同等の商品等の提供ができるよう努力をすること。

## 3 内部相互補助の管理等

(競争条件のイコールフットィング確保のための管理体制の見直し)

- 郵便事業株式会社が新規業務へ本格的に進出する準備として、他の民間宅配便事業者等との競争条件のイコールフットィングを確保するため、「郵便業務」と「その他の業務」との間の財務上の区分がより明確となるよう、管理体制の見直しを行うこと。

(業務区分経理方法の厳格化と結果の公表)

- 上記の具体的措置に先立ち、当面の措置として、「郵便業務」と「その他の業務」と間の業務区分経理方法の厳格化(「その他の業務」については、累積損益管理も含む。)を図るとともに、その結果を公表すること(なお、業務区分経理方法の厳格化等のあり方については、当省における専門家で構成される研究会においても検討を行っているところであるため、その検討に必要なデータ及び情報(管理会計上の処理方法を含む。)等を提出すること。)

(経営改善計画の策定)

- 「その他の業務」が累積損失となる事業年度においては、当該年度の事業計画において、累積損失を解消・縮小する経営改善計画を策定すること。

## 4 ネットワーク活用のあり方

- 国民共有の財産である郵便事業株式会社の郵便及び荷物ネットワークの活用のあり方について、今後の対応等の基本的考え方を整理すること。

上記認可条件が十分に履行されない場合又は郵便事業株式会社が予定している本年8月の個別譲渡開始の時点で10月の統合が不可能と判断される場合には、4月に行う出資金の引上げ等を内容とする統合計画の抜本的な見直しを行うとともに、見直し後の計画は、事業計画変更認可申請を行うこと。